

利用者拡大のための方策

①リモートセンシングを活用した手引き書などの整備

現在、民間での独自活動に加えて様々な実証事業においてリモートセンシングの有効性が示されつつある。その有効性を示し政府の手引き等を充実されることが重要。

②利用者の知識、能力の向上

研修の実施や検定等によるリモートセンシングに関する利用者側能力の向上が必要。

調査段階		把握したい情報	調査手法	適応性			
				即時性	解像度	広域災害	局所災害
概況調査 ~1週間(広域) ~数日間(局所)	全体的な災害分布の概況を把握したい		無人航空機(UAV) 空中写真<斜め撮影> 空中写真<垂直撮影> 航空レーザ測量 光学リモートセンシング 合成開口レーダ(SAR)	— ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ △	— ○ ○ ○ ○ ○	○ △ △ △ ○ ×
	悪天候下でも大規模な崩壊を迅速に把握したい 次ページに事例		無人航空機(UAV) 空中写真<斜め撮影> 空中写真<垂直撮影> 航空レーザ測量 光学リモートセンシング 合成開口レーダ(SAR)	— — — — — ○	○ ○ ○ ○ ○ △	— ○ ○ ○ ○ ○	○ △ △ △ ○ ×
	現地までのアクセス可否を確認したい		無人航空機(UAV) 空中写真<斜め撮影> 空中写真<垂直撮影> 航空レーザ測量 光学リモートセンシング 合成開口レーダ(SAR)	△ △ △ △ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ △	— ○ ○ ○ ○ ○	○ △ △ △ ○ ×

リモートセンシング活用の手引きの例 (H29林野庁殿山地保全調査業務成果より)

例) 測量技術の進歩に合わせた改正による衛星データの利用推進

作業規程の準則

国土地理院

「作業規程の準則」：測量技術の進歩、公共測量を取り巻く法令や環境の変化を受け、適宜改正



- ★平成20年：全部の改正
- ★平成23年：一部改正（各種衛星測位システムへの対応など、主に基準点測量に関連する項目）
- ★平成25年：一部改正（測量技術の進歩や利用環境の変化へ対応）

測位衛星については取り込まれている
リモートセンシングはこれから

作業規程の準則

国土地理院

改正年月日	名 称	主な改正点等
S26.08.25	作業規程の準則	作業規程の準則の制定
S44.03.20	測量作業規程（案）	
S60.10.05	建設省公共測量作業規程	
H07.11.28	〃	
H13.03.30	国土交通省公共測量作業規程	
H14.03.20	〃	測地系の移行 ・電子基準点の追加
H20.03.31	作業規程の準則	準則の全部改正 ・測地成果の電子化の推進 ・基盤地図情報の整備と促進
H23.03.31	〃	GLONASS衛星への対応 ・キネマティック法の利用拡大 ・セミダイナミック補正の導入
H25.03.29	〃	準天頂衛星をGPS衛星の補間として適用 ・異なるメーカーのGNSS測量機の利用 ・空中三角測量から同時調整へ変更

※測量技術の進歩への対応+利用環境の変化への対応

<http://www.gsi.go.jp/common/000092277.pdf>